

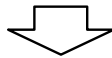
(別添)

1. 名簿の作成・配付について

個人情報保護法においては、以下のいずれかの手続きを行えば、学校や地域社会での名簿の作成・配付ができる。

(1) あらかじめ本人の同意を得る

(例) 学校でクラス名簿や緊急連絡網などを作成・配付する場合。



入学時や新学期の開始時に、「生徒の氏名、住所など学校が取得した個人情報については、クラス名簿や緊急連絡網として関係者へ配付する」ことを明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう。

全員の同意を取れなかった場合も、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿の配付はできる。

(2) 同意に代わる措置を取る

以下の()~()について、あらかじめ、又はのいずれかの措置を取った上で、作成した名簿を配付する場合。

本人に郵便、電話、電子メール等で通知する
事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載等によって、本人が容易に知ることができる状態に置く

- () 緊急連絡網等として配付すること
- () 名簿の内容 (例 氏名、住所)
- () 提供方法 (例 関係者へ配付)
- () 本人の求めにより名簿から削除すること

この際、本人からの求めがあった場合には、名簿から削除しなければならない。

2. 本人からの同意を得なくても個人情報を提供できる場合（例）

以下の場合、例外として本人から同意を得なくても、本人以外の者に個人情報を提供することができる。

（1）法令に基づく場合

・警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合
・弁護士会から、振り込め詐欺に関連し、銀行に対して、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合



「法令に基づく場合」に関する例外に該当

（2）人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

・大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合
・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合



「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合」に関する例外に該当

（3）公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合



「公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合」に関する例外に該当

（4）国等に協力する場合

税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合



「国等に協力する場合」に関する例外に該当